条件付一般競争入札(共同企業体)参加資格要件【土木一式(法面)工事】

I 対象案件

予定価格	I 億円以上 2 億円未満	2者:出資比率30%以上	
	2億円以上	3者:出資比率20%以上	

2 共通要件

本店所在地	宮崎市内に本店を有すること。
名簿登載	・入札時点において宮崎市競争入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録があること。 ・建設業法に定めるとび・土工・コンクリート工事の許可を受けていること。 ・土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事において、有効な経営事項審査結果があること。
実績要件 (構成員共 通)	・当該年度を含む過去IIか年度において、国又は地方公共団体等により発注された同業種の工事を元請で施工、完了している実績(共同企業体の構成員としては、出資比率が20%以上)があること。 ・当該年度を除く過去2か年度に受注し、完了した建設工事があるときには、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評点が65点以上であること。
手持制限	宮崎市建設工事等の一般競争入札に関する要綱【別表3】によるもの (公告に記載)

3 代表構成員の要件

経営事項審 査の総合評 定値	2者	20者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総 合評定値
	3者	I5者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総 合評定値
建設業許可	特定	
配置予定技術者	建設業法に定める 級土木施工管理技士の資格を有する者で、かつ、 監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配 置すること。 なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直 接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関 係にある者であること。 また、「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技 術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない 者であること	

4 構成員の要件

建設業許可	特定又は一般
配置予定技術者	建設業法に定める 級土木施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。なお、主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。また、「監理技術者」は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること

5 基本要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の 参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 会社更生法(平成 | 4年法律第 | 54号)第 | 7条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 | 1年法律第 225号)第2 | 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- 本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市 ⑤ 入札参加資格停止要綱(令和7年告示第368号)による入札参加資格停止措置 を受けていない者であること。
- 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者 ⑥ の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する 関係がないこと。